

Title	保険コストの社会化と保険原理
Sub Title	Socialization of insurance costs and insurance principles
Author	堀田, 一吉(Hotta, Kazuyoshi)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2007
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.49, No.6 (2007. 1) ,p.133- 145
JaLC DOI	
Abstract	保険制度は、保険コストを社会化することによって保険機能を維持してきたが、市場競争の導入により保険原理が強化され、保険コストの社会化の内容は、次第に変化しつつある。本来、保険原理は、競争原理と高い整合性を認められ、そこでは、内部補助が排除される一方で、保険機能を拡大するために、新たな「保険コストの社会化」を図ろうとする動きも見られる。こうした中で、保険自由化は、客観的な保険原理よりも、主観的な保険機能へウエイトを移行させると共に、保険選択の主導権を保険会社から保険契約者へ転換させている。相次ぐ新型保険の登場は、保険原理の概念の枠組みから越えて拡大しようとするものである。保険原理への一方的な接近は、セーフティネットとしての保険機能の低下をもたらすことから、社会全体における官民役割分担のあり方が問われている。同時に、保険学は、その独立性を維持するためには、保険理論と現実事象との整合性のある「保険の本質」を再確認すべき時期にある。
Notes	赤川元章教授退任記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20070100-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

保険コストの社会化と保険原理

堀 田 一 吉

<要 約>

保険制度は、保険コストを社会化することによって保険機能を維持してきたが、市場競争の導入により保険原理が強化され、保険コストの社会化の内容は、次第に変化しつつある。本来、保険原理は、競争原理と高い整合性を認められ、そこでは、内部補助が排除される一方で、保険機能を拡大するために、新たな「保険コストの社会化」を図ろうとする動きも見られる。

こうした中で、保険自由化は、客観的な保険原理よりも、主観的な保険機能へウェイトを移行させると共に、保険選択の主導権を保険会社から保険契約者へ転換させている。相次ぐ新型保険の登場は、保険原理の概念の枠組みから越えて拡大しようとするものである。

保険原理への一方的な接近は、セーフティネットとしての保険機能の低下をもたらすことから、社会全体における官民役割分担のあり方が問われている。同時に、保険学は、その独立性を維持するためには、保険理論と現実事象との整合性のある「保険の本質」を再確認すべき時期にある。

<キーワード>

保険コストの社会化, 保険原理, 保険機能, 利用可能性, セーフティネット

1. はじめに

保険技術が高度に発展するにつれて、現代社会に存在するリスクの合理的処理手段として活用される領域は大きく広がっている。保険を通じて、リスクはコストに置換され、コストを負担することで、保険加入者はリスクから解放される。損害に注目すると、潜在的損害を保険制度内に集積させ、保険集団を構成する保険契約者に一定のルールに従って分担させることになる。

保険制度を通じて、そうした損害コストは、事前に保険料という形でプールされ、事故発生に際して、保険金が給付されることで被害者の損害は填補される。同時に、保険により、加害者は被害者に対する民事責任から解放される。この場合、保険料は非常に重要な要素となる。すなわち、被保険者は、リスクの大きさに応じた保険料を負担するという形で自己責任を果たすと同時に、被害者救済という社会的機能をも満たすことになる。保険制度に内部化された保険コストは、保険加入者に一定のルールに基づいて負担される。その際に、保険者は、効率性を追求すること

で、コスト最小化を図ることが求められているのである。

本稿の目的は、保険制度内部において処理される保険コスト分担のあり方が持つ意義を、保険原理と保険機能の観点から改めて考察しなおすことにある。

2. 保険がもたらした3つの社会化

経済社会の発展過程において、保険は国民生活に深く関わりを持つことになった。そして、広く利用され普及浸透する中で、保険は3つの社会化をもたらしたといえる。第1は、「損害の社会化」である。保険は、経済的損害を被った契約者に対して、保険金を給付することで直接的に損害填補を行う。その財源は、全ての契約者から事前に拠出された保険料であり、それが保険会社内部にいったん集積された後に、必要に応じて事後的に保険金に転換されるものである。この貨幣の流れを逆に辿ると、損害が保険集団内で分担されていることになる。つまり、個人的損害は、保険制度を通じて社会全体の損害として処理され、これにより、個人で負担しきれない過大な損害から経済的回復される。

しかし、全体として損害費用が増大すると、結果的に保険集団を構成する保険契約者の保険料負担が増大する。仮に、自らが直接的に損害を被っていないとしても、保険集団内における損害が増大すれば、保険料負担の増加に応じなければならないことになる。これは、保険のもたらした損害の社会化であると解せるだろう。

第2は、「責任の社会化」である。¹⁾個人の経済活動の中で、個人の過失により他人に被害を与えた場合には、自らの行為に対して、加害者は、刑事責任、行政責任、民事責任など、それぞれの次元における責任を負わなければならない。元来、第三者に与えた損害は、自らの財産を用いて補償すべきものである。しかし、責任保険への加入は、被害者に対する加害者本人による直接的賠償ではなくて、保険制度を通じた間接的賠償に転換される。自動車保険（責任保険）に加入することで、事故を引き起こした加害者は、保険により賠償責任から解放される。これにより、加害者の賠償責任は、特定個人の責任から、保険集団全体の責任に転化するのである。言い換えれば、責任保険に加入した段階で、加入者各自が追うべき個人責任が、保険集団における集団責任となることで、責任は社会化されていると理解できる。そこでは、たとえ自らが事故を起こしていないとしても、同じ保険集団に属する他者の責任を負うことを了解していることが前提とされる。

同時に、責任保険の存在により、被害者に対する補償の確実性と迅速性は格段に進んだ。この責任保険の有する被害者救済機能が広く容認されると、加害者の賠償履行責任を負うことになった個人を民事上の賠償責任から解放した。こうした責任保険の普及により、さまざまな責任が社会化されることになり、事故費用を効率的に分散することに注目し、責任の所在を転向すること

1) 責任保険がもたらした責任の社会化については、その効果と是非について多くの議論が展開されてきた。詳細は、Baker (2002) pp. 35-38 ならびに堀田 (2003) pp. 194-196 を参照されたい。

にも働いた。²⁾

そして、第3は、「リスクの社会化」である。損害はリスクの存在が前提として発生する。リスクと損害は、前者が損害の原因であり、後者がリスクの結果という因果関係にある。保険に対する認識が深まるにつれて、保険が有する損害填補という事後的かつ直接的な機能から、むしろ経済的不安からの解放という事前的かつ間接的な機能へ関心が高まることになった。そこでは、単なる損害分散手段としての保険よりもリスク処理手段としての保険の機能が重視し、リスクに対して関心を高めることになるのである。同じ状況に置かれる個人が集まることで、お互いにリスクを共有し、保険に加入することで、全ての参加者がリスクから解放される。さらに保険技術の発展により、保険制度内に引き受け対象となるリスクを拡大することで、社会に潜在的に存在するリスクについて保険のカバーを受けることになった。これを通じて、従来までの個別リスクが、保険制度により社会的リスクとして認識され、制度的な仕組みの中でリスク処理がなされることになった。

これらの保険の存在がもたらした損害、責任、リスクにおける3つの社会化は、保険の有する社会的効用であり、現代社会における保険制度のメリットである。他方、これを保険制度の立場から見直せば、保険制度内に取り込まれるコストが社会化されたものといえる。しかし、同時に、自己責任を基本理念とする現代社会との整合性を図る上では、改めて、保険制度の内部における費用の分担のあり方、すなわち公平性が重要な問題となる。

保険取引が公平に行われるためには、保険料設定が重要な要素となる。この公平性を規定する原則が、給付・反対給付均等の原則であり、保険原理の中心的位置づけにある。つまり、個人の負担するリスクの大きさにウェイトされた保険金受取の期待値が、支払う保険料に等しくするというものである。つまり、個別の保険取引における等価性を意味している。被保険者は、リスクの大きさに応じた保険料を負担するという形で、自己責任を果たすことになる。そこで、いかにリスクを測定して保険料に反映させるかが重要になるが、現実には、料率区分を採用することで、リスク集団の同質化を図ることになる。

保険コストは、厳密な形で保険原理に従って負担されているのではなく、保険規制や料率区分の採用を通じて社会化されている (Lautzenheiser (1989))。日米をはじめとしていずれの国における経験として、保険料率問題は常に政治的介入の対象となり、政府は強制的な「保険コストの社会化」を実現しようと図ってきた。しかし、そうした料率規制は、結果として不適切な料率設定が利用可能性を制限し、残余市場の規模を拡大させる大きな要因となった (堀田 (1995))。また、無保険者問題、不十分な保護水準に対する根本的な解決策は未だ講じられていない。これに対して、日本においては、戦後一貫して採用されてきた護送船団政策により保険市場は安定的であったが、これは、日本の高コスト体制を容認してきただけでなく、保険制度の構造をコント

2) 責任保険の補償範囲を拡大することを通じて、責任保険の被害者救済機能は一段と拡大した。具体的には、製造物責任や自動車保険の領域で見られる無過失責任主義の導入は、責任保険の存在があって可能となった。自賠責保険の構造分析を通じて、責任保険の発展がもたらした民事責任に対する影響についての考察については、堀田 (2003) の第8章を参照されたい。

ロールすることを通じて、「保険コストの社会化 (socialization)」を暗黙裏に行ってきたものと見ることができる³⁾。

保険コストの社会化は、具体的には、料率区分の採用方法によって発生する。料率区分のあり方については、これまで保険規制が大きく作用してきた。したがって、保険規制の緩和は、これまでの形態での保険コストの社会化の変更を伴うものである。自由競争の段階における主な競争場裏は、料率区分であるからである。全体としての保険の社会的コストを減少させるかどうかという視点から、再評価される必要がある⁴⁾。

3. 保険コストの社会化と内部補助

近年、保険自由化が一段と進行する中で、保険会社は、2つの異なる方向性を示すような現象を見ることができる。第1は、リスク細分化がなされることで、低リスク（と判断される）者を選別して低い保険料率を設定して集中して引き受けようとするものである。これは、保険原理の追求である。このプロセスは、一つの保険契約ごとにできる限り公平な保険料を設定しようとするものであり、保険原理への回帰と見ることができよう。

第2に、これとは反対に、総合保障化の中で、一つの保険に各種リスクを積極的に取込んで、担保範囲を拡大しようとする戦略も見られる⁵⁾。Baker (2002) が指摘する「リスクの包括 (embrace of risk)」という見方である⁶⁾。しかしこの傾向は、個々のリスクと保険料負担との保険数理的關係を重視する保険原理の観点からすると、その対応関係を不明確にすることになりかねない。

こうした中で無保険者対策として、自動車保険において登場してきた人身傷害補償保険は、新たな意義を見出すことができる。これは、被保険者は、支払能力の少ない加害者に対する無益な賠償請求手続きの負担を免れ、迅速確実な救済を自分の加入した保険で実現できるとい⁷⁾、いわゆる第1当事者型災害保険（ファーストパーティ保険）に接近するものである。ただしこれは、自

3) この点では、究極的な保険コストの社会化は、社会保険においてみることができる。ここでは、一切のリスク区分は行われない。さらに、強制加入により、理念的には加入者（国民）の間でコスト分担・リスク分散がなされている。それにより、リスク区分のない保健市場においては、当然、発生するであろう逆選択を抑止し、保険コストを社会的に処理している。

4) 保険の社会的コスト (social costs) を、宇沢 (1974) の定義にしたがって、「保険制度の生産（存在）のために社会全体によって負担される費用」と捉えるとき、保険の社会的コストは、さまざまな要素から構成されている。筆者は、内部コストと外部コストに分けて捉えている。内部コストは、保険加入することにより、保険契約者が直接的に負担するコストである。これには、①個別コスト、②内部補助コスト、③モラルハザードコスト、④取引コストが含まれる。一方、外部コストとしては、⑤外部移転コスト、⑥非効率な資源配分コスト、⑦行政管理コスト、⑧その他（破綻処理コスト、相互扶助意識の低下など）が含まれる。

5) 保険自由化により、特約の開発により独自性を発揮しようとする動きが顕著である。近年の、医療保険や自動車保険においては、各保険会社が競って特約により多様化・差別化を目指しているが、そのことが逆に商品を複雑にさせ、消費者のトラブルを引き起こす大きな原因とされている。詳細は、堀田編著 (2006) を参照されたい。

6) Baker (2002), pp. 3-4.

7) 堀田 (2003) 第9章では、人身傷害補償保険の構造的分析ならびに、登場した意義についての理論的考察ノ

己責任原則に基づく保険原理の考え方とは相容れない部分がある。つまり、人身傷害補償保険は、外部化された保険コストを内部化すると同時に、保険原理が規定するリスク概念の拡大を迫るものである。内部化された無保険者コストは、保険原理とは乖離したところで新たに「保険コストの社会化」が行われることになる。⁸⁾ その意味では、コストの内部化を促進する上での有効な方策として評価ができる。

保険加入の動機は、保険原理の追求よりはむしろ、保険機能の享受すなわちリスク移転・リスク分散にある。保険契約者が、保険料の公平性を判断することは難しいことから、実際には、保険加入の決定基準は、保険契約が個人にとって納得できるかどうかであろう。したがって、危険回避的な保険契約者ほど、高い保険料を負担してでもリスク移転をしたいと考えるのであって、この保険料水準は、保険契約者個人によって異なる。このように考えると、保険原理自体を絶対視する必要はないといえることができる。

そこで、保険契約者が自分のリスクを引き受けてもらうのに、いくらまでなら保険料負担に感じるか、つまり保険契約者が「支払受容 (willingness to pay)」水準であるかどうかを重要な判断基準となる。⁹⁾ ただし、個人の支払受容水準を正しく判断させるためには、情報の非対称性を改善することが重要になる。支払受容水準は、単なる客観的から主観的ということに加えて、選択の主導権が、保険者から保険契約者へ移行することを意味する。それと同時に、他の財サービスと同様に位置付けられる。そのことは、保険自由化の中で、保険コストの内部化ルールがあいまいになってきていることをも示唆する。

消費者が、この2つのいずれを選択するかは、個人の判断によるが、上に述べた2つの方向性は、全く逆方向の関係にあるように見える。ところが、内部補助という概念を取り入れるならば、整合的な把握が可能となる。すなわち、保険自由化により、保険契約者の間で発生する内部補助の縮小化を志向するものと理解できる。保険原理が求めているように、契約者相互のコスト移転を抑制するものである。

しかし、低リスク者が高リスク者を内部補助しない方法を見つけられることができると、保険制度は崩壊する。保険コストの社会化は、契約者がリスクを正確に評価できないときに可能となる。内部補助が受け入れられてきた要因は、政府による規制だけではなく、契約者自身が情報を十分に与えられてこなかったことが大きい。ただし、情報の内容が、その意味内容まで含めて、必ずしも正確に伝わっているとはいえない。例えば、地域別料率について、確かに、損害率に地域

ゝを行っている。

8) アメリカでは日本のような自賠責保険が存在しないが、ノーフォルト型保険 (= 災害保険型自動車保険) が代替的役割を担っている。ノーフォルト化のメリットとしては、①全ての被害者を無差別に救済できること、②賠償の不公平を是正すること、③被害者の救済を迅速にできること、④弁護士費用と保険会社の損害査定費を節約できること、⑤コスト削減・補償手続きの効率化が保険料の低減または保険料値上げの回避に結びつくと期待されること、をあげることができる。西島 (1999) および佐野 (2000) を参照。

9) D'Arcy (1994, p. 171) は、これを「経済学者が望ましいと考える保険料 (economist's wishful thinking insurance premium)」と呼んでいる。つまり、個人の危険回避度に対応して算出されるリスクプレミアムを含んだ保険料を基準とした公平性判断をするべきであるという考え方である。これは、実証的考察を必要とするものであるが、少なくとも理論的には最も現実妥当的といえるだろう。

による大きな損害率格差が存在しているとしても、それが、個人の保険料上昇の根拠とするには、必ずしも十分な説得力がない。

民間保険においては、リスクに応じた保険料を負担することを原則としており、それが保険原理である。それが社会保険との大きな差異を形成するものである。しかし、従来までの保険契約者は、それが適正な保険料負担であるかどうかについて関心を寄せることもなく、また判断する能力を持ち合わせていなかった。リスク細分化が進展する背景としては、保険自由化にともない情報開示（ディスクロージャー）が改善されて、価格や商品内容についての契約者意識が高まったことが非常に大きい。契約者が、自らの契約内容についてその適正さを認識するにしたがって、内部補助に対する抵抗がなされる恐れもある。

4. 購入余裕性と保険コストの社会化

保険原理にしたがってリスクに応じた保険料を設定する限り、自由競争が、直ちに利用可能性（availability）を制限することになるわけではない。高リスク者は、それに見合った保険料を負担できれば、保険から排除されることはないからである。むしろ実際には、購入余裕性（affordability）の問題として顕在化する¹⁰⁾。

利用可能性の原因は、料率区分の問題であり、購入余裕性¹⁰⁾の原因は料率水準の問題である。したがって、これらへの対応策としての料率規制は、前者に対しては、料率区分規制であるのに対して、後者は、料率水準規制ということになる。購入余裕性については、料率水準に対する需要側の経済状況との相対的な関係の中で発生するものである。すなわち、①単純にその家計が負担することができない場合と、②その保険の価値が、保険料を負担するに値しないと考える場合のいずれかである。できる限り多くの契約者に対して、加入可能な保険料水準で保険を提供することが、保険コストの社会化を維持する方法といえる。

利用可能性と購入余裕性¹⁰⁾の問題は、常に政府規制が介入する最大の目的となっているが、その根拠において、保険固有の問題（＝料率設定の集団性）が存在している。政策的介入により料率水準が制限されると、保険者は、保険サービスの供給量を減らすか、サービスの質を落とすかにより対抗することになる。ここで、利用可能性の問題が発生してくる。

保険制度が存在することにより、そうした保険コストは、事前に保険料という形でプールされ、事故発生に際して、保険金が給付されることで被害者の損害は填補される。同時に、保険により、加害者は被害者に対する民事責任から解放される。この場合、保険料は非常に重要な要素となる。すなわち、被保険者は、リスクの大きさに応じた保険料を負担するという形で自己責任を果たすと同時に、被害者救済という社会的機能をも満たすことになる。現実には、料率区分を採用することで、リスク集団の同質化を図ることになる。

10) 料率設定をめぐる発生する利用可能性と購入余裕性¹⁰⁾の問題は、保険政策を行う際に最も重要な観点である。これへの捉え方により、政策介入の程度が決定づけられる。また、Grabowski, Henry, W. Kip Viscusi and William N. Evans (1989), Harrington and Doerpinghaus (1993) などに同様の議論を見ることができる。

被保険者はその危険度と経済負担力の大きさによって4つに分類して考えることができる。すなわち、〈1〉低所得で、低リスクである被保険者、〈2〉低所得で、高リスクである被保険者、〈3〉高所得で、低リスクである被保険者、〈4〉高所得で、高リスクである被保険者、である。¹¹⁾

〈1〉は、被保険者の負うべき保険料コストは低いが、保険料負担力が絶対的に低いグループである。このグループにとっての利用可能性問題は、保険料負担力、つまり購入余裕性にのみ関わってくることになる。この種の利用可能性は、被保険者自身の責任に委ねるだけでは解決できない性質を含んでいる。〈3〉は、保険料負担力はある上に、保険料コストは低いグループであるから、利用可能性問題はあまり大きく生じない。もし生じるとすれば、この場合の利用可能性は、はじめに挙げたうちの前者に属する性質のものであり、保険者側に主な原因があるといえるだろう。〈4〉は、保険料負担力はあるが、保険料コストが高いグループである。このグループにとっての利用可能性問題は、結局は購入余裕性の問題となる。しかし、この場合に利用可能性が発生する原因が、被保険者自身の高リスクにあるのであって、もし被保険者が低リスクに移行すれば、保険料コストを引き下げることができるが、これはリスクの性質と関わる問題である。ただし、被保険者の行動を変更するだけでは解決しない〈1〉とは多少異なる性質を有するものといえる。

こうして考えると、言うまでもなく〈2〉グループに属する被保険者にとっての利用可能性が最も重大な問題となる。すなわち、保険料負担力が低いにもかかわらず、保険料コストが高いグループにとっては、リスクを引き下げのみでは解決しない。もし、このグループに保険が提供されるためには、何らかの形で抜本的対策がとられる必要がある。この解決策は、利用可能性と購入余裕性の問題を凝縮したものと考えてよいであろう。

自動車保険における購入余裕性問題を考える上で、簡単なモデルを想定してみる。¹²⁾便宜上、保険加入者と無保険者とに分けてみる。そして保険加入者は、経済的問題がないのに対して、無保険者は、経済的事情で、保険に加入していないとする。保険加入者と無保険者との構成比率をそれぞれ $1-n$ 、 n とする。また、全ての個人について、事故発生確率を p 、自己による損害額を L (定額) とする。ただし、過失割合に応じて賠償責任が発生し、100%自己過失であれば、相手の損失を補償しなければならない。100%自己過失となる可能性を 2 分の 1 とすると、100%自己過失となる確率は $p/2$ 、そのときの損害額は $2L$ となる。したがって、損害の期待値は、 pL となり、保険数理的に公平な保険料であれば、自動車保険 (対人賠償と傷害保険の合わせたもの) の保険料は、 pL となる。

さらに、無保険者との事故の場合について、事故発生の確率は np であり、さらに、無保険者に過失がありながら保険がないために損害補償を受けられない確率は $np/2$ となる。したがって、無保険者が存在しているために、保険加入者が追加的に無保険車傷害保険に加入することになると、このときの保険料は、 $npL/2$ となる。したがって、保険加入者の保険料負担の合計は、 pL

11) McDowell (1989), p. 120 以下を参照されたい。ここでは、所得水準とリスク負担の関係についての考察が見られる。

12) 以下の議論は、Jaffee and Russell (1993) が内部補助の可能性について展開した議論を、無保険者問題に適用しながら進めている。なお、ここでの考察は、堀田 (2003) pp. 130-131において展開したものに基いている。

+npL/2となる。

同様に、無保険者にとっての損害の期待値は、自己の過失による自己の損害 pL/2 と、無保険者から受ける損害 npL/2 の合計となる。ここで、無保険者が保険に加入しなかったことによる無保険者の利得は、 $pL - [pL/2 + npL/2] = (1-n)pL/2$ ということになる。つまり、無保険者は、 $(1-n)pL/2$ を補助されれば、保険加入を受け入れるということになる。そこで、現在の保険加入者が分担して、これを、例えば税金という形で拠出するとき、保険加入者の負担は、 $(1-n)npL/2$ となる。その結果、無保険者は全て保険に加入することになれば、無保険者は皆無の状態になることになる。

ここで、無保険者を放置して、無保険車傷害保険のための保険料コストと、税金として負担するコストを比較すると、後者の方が負担は軽いことがわかる ($npL/2 > (1-n)npL/2$)。つまり、税金という形で社会の無保険者をなくす方が、各自に、無保険者に対処するよりも効率的である可能性がある。

ここでの議論は、無保険者が外部不経済を及ぼしていることを前提としている。外部不経済を最小に押さえるためには、民間保険においても、市場介入を行なうことに対する合理的根拠を見いだすことができる。¹³⁾ 自由競争が進展した結果、一部の高リスク者の保険料が引き上げられた結果、無保険状態に追い込まれることになれば、同様に外部不経済が発生することになる。このときに、無保険者として放置するよりは、むしろ、無保険者を減少させるための方策を講ずる方が、保険加入者にとっての最終的負担が軽減される場合があるということである。

利用可能性がこのように複雑な問題を含んでいるのは、実は保険には社会性が存在することにある。外部化されやすい保険種目に対しては、やはり制限を要する。そこで、残余市場は、外部化される損害コストを内部化する方法の一つである。同時に、残余市場は、任意市場において保険原理を追求することで、自己責任を明確にしながら、他方、残余市場を通じて、保険機能を維持することになろう。

保険に加入できないことが、保険者側の引受け問題にせよ、被保険者側の経済的理由にせよ、いかなる社会的影響があるかは、保険市場の健全性とは異なる社会政策的観点からいまい一度考えておく必要があると思われる。こうして考えてくると、政府規制の意義についても利用可能性の側面から整理しておく必要がある。規制緩和は保険が多くの人々にとって利用できないことを意味することになるかもしれない。そうなれば、保険を利用できない人々を社会的に救済するための政府による新たな方策を講ずるためのコストを、保険者のみに負わせるのではなくて、税金などの別の形で賄う必要がでてくる。ただし、高リスク者に対して、保険を提供する必要がないという社会的共通認識が得られれば、彼らは無保険状態のまま社会に放置される。その場合にも、損害コストは消滅することなく、社会に存在することになる。そして、被害者自身にコスト負担を強いる不合理な状況に至る可能性も考えられる。

13) 同様の現象として、例えば、公的年金に保険料を拠出しなかった結果、無年金者になる場合にも発生する。彼らが、結局、生活保護を受けることになれば、そのための費用は、一般の税金によって賄われるのであり、ここにも、外部不経済が存在することになる。

5. 保険コストの社会化と保険原理

保険原理の中心的なるものとしての給付・反対給付均等の原則は、支払われる保険金は決して慈善的給付ではなく、保険加入者は、その受け取るであろう保険金に対する正当な対価として、その数学的期待値にまさに相等しい額を保険料として払い込むことを明示するものである。これは、計算上では個人主義的原則によって貫かれ、危険の高いものはそれに比例して高い保険料を負担することである。これは、資本主義的な原理と軌を同じくする理念である。¹⁴⁾

保険原理は、個人主義を前提とした西欧合理主義を徹底させようとする自由競争の理念と整合するものである。他方、加入動機は、リスクを保険者に移転することであり、また保険機能は、個人的にはリスク移転であり、社会的にはリスク分散にある。保険原理は、個々の保険契約について、その等価性が実現されているかを重視するものであるが、あくまでも理念としての原理であって、現実には貫徹されているわけではない。むしろ貫徹されないところに、保険機能が活かされているということが出来る。保険の本質は、保険原理と保険機能をいかに調和させるかというところに存在する。保険は不確実性を前提として存在するという決定的性質を考えれば、過度の保険原理の傾斜が、保険機能を低下崩壊させることがあってはならない。事故の蓋然性が高いほど、またリスクが大きいほど保険機能の発揮がより一層求められるのである。

経済社会全体で現在進められている競争原理の徹底化は、自己責任の徹底を意味するものでその範囲では、保険原理と整合する。経済学的には、保険者の最も重要な役割は、不確定な事故コストを可能な限り正確に測定して、確定した保険料と引き換えにリスク負担をすることにある。その役割を、競争原理を通じて効率的に行なわせることが、規制緩和の目的である。

これに対して、保険のもつ重要な社会的機能は、生活保障におけるセーフティネットとしての機能である。民間保険がセーフティネットの機能を担うとしても、保険原理を尊重する限り、当然ながら一定の限度を有する。しかし、保険機能を最大限に発揮する上では、保険原理の枠を超えた考え方を、現代社会が期待しつつあるように思える。すなわち、保険原理が考えるリスク概念（あるいは損害概念）を拡大することは、従来の保険の概念を根本から覆す可能性をはらんでいる。それは、新たな「保険コストの社会化」を構築する必要性を示唆するものである。

その意味では、新型保険の登場は、新たな保険コストの社会化を意味することになる。すなわち、これまで外部に委託されたコストを保険制度の内部に取り込んで、新たな社会化を図ることを可能とする。さらに、新しいリスクを取り込むことで、保険コストの社会化を実現する。そこでは、リスクと保険料の関係は弱まるものの、保険制度内部に保険コストを取り込むことに意味がある。加入者は、公正保険料から乖離した負担であっても、保険リスクを移転するという保険機能を重視する結果、保険がリスクを内部化することを可能にする。例えば、上述した人身傷害

14) 近代的保険は、私有財産制と自己責任を基本理念とする資本主義経済の発展とともに生成・発展を遂げた。それはまさに、保険が依拠する理念であり、その理念を貫徹するところに保険原理が位置づけられる。庭田(1966), pp. 194-195.

補償保険では、これまで、無保険者による保険コストを内部化させることを意味しており、ここでは、新たな保険コストの社会化を実現している。この保険では、個人のリスクに基づいた保険料設定は不可能であるが、それを放棄する反面で、個人のリスクを保険者に移転することにより、各自の効用は増進する。ここでは、保険の合理性は、保険原理よりも保険機能を相対的に重視したことを意味している。

しかし、いずれにせよセーフティネットとしての保険が機能するためには、利用可能性が確保されていることが最も重要な問題である。仮に、保険者の引き受け拒否が認められる場合には、代替手段を用意しておくことが必要である。とくに、セーフティネットとしての機能を有する保険制度を、どこまで競争原理に委ねるべきかという問題は重要である。生活保障システムが効率的かつ有効に機能するためには、セーフティネットをどういう形で誰が設置するかが重要な問題であり、ここでは、官民役割分担の中で、民間保険の果たすべき役割を明確しておくための体系的な議論が必要である。

保険コストの社会化の程度は、料率区分のあり方に依存するが、料率区分自体は、常に合理性と不合理性を併せ持つものである。そして、自由競争は、その不合理性を一部の契約者に凝縮してもたやす可能性がある。いわゆる料率区分における「マイクロとマクロの誤謬」が存在している。保険において集团的に取り扱うことの合理性と不合理性が存在していることを認識すべきである。したがって、自由競争下においても、常に一定範囲のルール設定が必要となる。ところが、この問題についても、社会における連帯意識が希薄化していることを受けて、自由化の様相は異なる結果をもたらす。したがって、社会連帯意識の程度が、あるいは保険に対する人々の認識が、保険制度に与える影響は非常に大きい。

しかし、保険市場において自由競争が進展するにつれて、料率区分は、統計的結果に基づいて、必ずしも合理的根拠が存在しているとは限らない料率区分が採用されるかも知れない。同時に、料率区分に対する人々の認識は、保険に及ぼす影響が非常に大きい。どの料率区分を採用しても、同様なことが発生するが、集团的要素を採用することは、自己責任を基調とする自由化の中では、¹⁵⁾不合理性が増大する可能性がある。

こうした事実を踏まえた上で、料率水準についての規制は競争促進する必要がある一方で、料率区分設定に対しては、一定の配慮が続けられる必要があると同時に、それを通じて保険原理と保険コストの社会化との両立を図る必要がある。これは、保険政策の内容が、従来までの数量的規制から脱して、その内容を吟味する質的規制への転換を必要としていることを意味する。

保険のもつ重要な社会的機能は、生活保障におけるセーフティネットとしての機能である。個人では、負いきれないリスクについて社会的に合理的処理を行なおうとするのが、保険制度である。しかしながら、民間保険がセーフティネットの機能を担うとしても、保険原理を尊重する限り、当然ながら一定の限度を有する。他方で、保険機能を最大限に発揮する上では、保険原理の枠を超えた考え方を、現代社会が期待しつつあるように思える。すなわち、保険原理が考えるり

15) 料率区分は、内部補助の程度を決定すると同時に、保険が担う社会的性格を決定する重要な要素となる。したがって、どのような料率区分を採用するかは、保険における公平性を性格づけることになる。

スク概念（あるいは損害概念）を拡大することは、従来の保険の概念を根本から覆す可能性をはらんでいる。それは、新たな「保険コストの社会化」を構築する必要性を示唆するものである。

しかし、いずれにせよセーフティネットとしての保険が機能するためには、利用可能性が確保されていることが最も重要な問題である。仮に、保険者の引き受け拒否が認められる場合には、代替手段を用意しておくことが必要である。とくに、セーフティネットとしての機能を有する保険制度を、どこまで競争原理に委ねるべきかという問題は重要である。生活保障システムが効率的かつ有効に機能するためには、セーフティネットをどういう形で誰が設置するかが重要な問題であり、そこでは、官民役割分担の中で、民間保険の果たすべき役割を明確にしておくための体系的な議論が求められる¹⁶⁾。

個人が自ら吸収できないリスクについては、保険に加入することによって、リスクを移転できる。これは、個人にとっては、セーフティネットである。しかし、民間保険市場は、保険者と保険契約者との経済的取引によって成立する。つまり、両者が契約条件について承諾した場合に、契約が成立し有効になる。ところが、保険者から拒否されることになれば、再び、リスクの処理手段を失うことになる。

6. 結論

以上で議論してきたように、保険コストを社会全体の中で捉え、社会的最適状態を探るという視点は、今後とも重要である。とくに保険の社会的コストの最小化をどのように実現するか。それと一方で、保険原理とどのように調整を図っていくかを考えなければならないと思われる。

保険制度は、制度内部において、保険コストを社会化することによって保険機能を維持してきたが、市場競争の導入により保険原理が強化され、保険コストの社会化は、変化しつつある。本来、保険原理は、競争原理と高い整合性を認められ、そこでは、内部補助が排除される一方で、保険機能を拡大するために、新たな「保険コストの社会化」を図ろうとする動きも見られる。

こうした中で、保険自由化は、客観的な保険原理よりも、主観的な保険機能へウェイトを移行させると共に、保険選択の主導権を保険会社から保険契約者へ転換させる。相次ぐ新型保険の登場は、保険原理の概念の枠組みから越えて、保険が担う補償範囲を拡大しようとするものという見方も可能である。

しかし、政府規制のあり方と照らして考えると、料率規制は基本的に排除されるべきではあるが、料率設定においては、個別の契約者を集団的に捉えようとするところから不可避免的に発生する不合理性を伴うものであることを認識すべきである。そこでは、自由競争下においても、料率区分については一定のルールが不可欠である。

また、保険原理への接近は、セーフティネットとしての保険機能の低下をもたらすことから、

16) 例えば、保険をめぐるグローバルスタンダード（国際会計基準）の議論においても、保険が通常の金融とは異なる機能を有しており、金融の世界における論理がそのまま適用できないことが認識されながらも、十分な理論武装ができていない。やはり、保険が有するセーフティネットとしての認識が不可欠である。

社会全体における官民役割分担のあり方がいまこそ問われているといえよう。同時に、保険学は、その独立性を維持するためには、保険理論と現実事象との整合性のある「保険の本質」を再確認すべき時期にある。なぜなら、これまで保険制度の発展現象を追従するように理論的解釈を試みてきたが、現実には、理論あるいは法規範を超える領域に拡大しようとしている。

保険政策との関係においても、民間保険におけるコストの社会化が、保険加入者ならびに保険会社にとって、さらに社会全体にとって、経済合理性がどこまで認められるかについては理論的整理が求められている。この問題は、究極的には、保険制度と自由競争がどこまで整合的であるかを考えることになり、また政府規制のあり方を突き詰めることになる。

参 考 文 献

- Baker, Tom and Jonathan Simon ed. (2002), *Embracing Risk*, The University of Chicago Press.
- Baker, Tom (2002), "Risk, Insurance and Responsibility", in Baker and Simon ed. (2002).
- Bradford, David F. (1998), *The Economics of Property-Casualty Insurance*, The University of Chicago Press.
- Crocker, Keith J., and Arthur Snow (1986), "The Efficiency Effects of Categorical Discrimination in the Insurance Industry", *Journal of Political Economy* 94 (2).
- D'Arcy, Stephen P. (1994), "The Dark Side of Insurance" in Gustavson, Sandra G. and Scott E. Harrington ed., *Insurance, Risk Management and Public Policy*, Kluwer Academic Publishers.
- de Wit, G. W. and J. Van Eeghen (1984), "Rate Making and Society's Sense of Fairness", *Astin Bulletin* 14 (2).
- de Wit, G. W. (1986), "The Politics of Rate Discrimination: An International Perspective", *Journal of Risk and Insurance* 53 (2).
- Grabowski, Henry, W. Kip Viscusi and William N. Evans (1989), "Price and Availability Tradeoffs of Automobile Insurance Regulation", *Journal of Risk and Insurance* 56 (2).
- Harrington, Scott E. and Doeringhaus, Helen (1993), "The Economics and Politics of Automobile Insurance Rate Premium", *Journal of Risk and Insurance* 60 (1).
- Harrington, Scott E. (1994), "Taxing Low Income Households in Pursuit of the Public Interest: The Case of Compulsory Automobile Insurance", in Gustavson, Sandra G. and Scott E. Harrington ed., *Insurance, Risk Management, and Public Policy*, Kluwer Academic Publishers.
- Jaffee, Dwight M. and Tomas Russell (1998), "The Causes and Consequences of Rate Regulation in the Auto Insurance Industry" in Bradford (1998).
- Kwon, Wook Jean and Martin F. Grace (1997), "Examination of Cross Subsidies in the Workers' Compensation Market", *Journal of Insurance Regulation* 15 (2).
- Ma, Yu-Luen and Joan T. Shimit (2000), "Factors Affecting the Relative Incidence of Uninsured Motorists Claims", *Journal of Risk and Insurance* 67 (2).
- McDowell, Banks (1989), *Deregulation and Competition in the Insurance Industry*, Quorum Books.
- Lautzenheiser, Barbara (1989), "Socialized Insurance: The Rising Tide", *BEST'S REVIEW* (January 1989).
- Tennyson, Sharon (1997), "The Impact of Rate Regulation on State Automobile Insurance Market", *Journal of Insurance Regulation* 15 (4).
- Viscusi, W. Kip (2000), "Risk Equity", *Journal of Legal Studies* 29.
- 宇沢弘文 (1974) 『自動車の社会的費用』岩波新書。
- 佐野誠 (2000) 「ノーフォルト自動車保険制度の国際比較——人身傷害補償保険の評価——」『損害保険研究』62巻1号。
- 橋本俊詔 (2000) 『セーフティネットの経済学』日本経済新聞社。
- 西嶋梅治 (1999) 「人身傷害補償条項つき自動車保険の特色と問題点——賠償から手厚い補償へ——」『損害保険研究』61巻1号。
- 庭田範秋 (1966) 『保険理論の展開』有斐閣。
- 堀田一吉 (1995) 「保険制度の社会化傾向と料率分類——性別分類廃止にみる保険の本質について」『三田商学研究』38巻3号。

- 堀田一吉（1998）「自由競争の進展と残余市場の創設問題」『損害保険研究』60巻3号。
- 堀田一吉（2001）「人身損害補償システムと災害保険」『保険研究』53集。
- 堀田一吉（2003）『保険理論と保険政策——原理と機能——』東洋経済新報社。
- 堀田一吉編著（2006）『民間医療保険の戦略と課題』勁草書房。
- 安井信夫（1997）『人保険論』文真堂。

